

氏 名 北村 博昭

登録番号 第 13940006 号

事務所名称 北村社労士事務所

事務所所在地 東京都江戸川区東小松川1-4-24

所属社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止  
(令和7年8月 23 日から1年)

処分理由 第1に、A社から受託した雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)の支給申請業務に当たり、虚偽の労働時間を記載した勤務表を作成するとともに、これに合わせて労働者の労働実態に基づかない雇調金の支給申請書を作成し、同申請書に虚偽の勤務表、給与明細書等を添付し、令和2年 12 月 25 日から令和5年2月 20 日までの間、計 26 回にわたり東京労働局長に提出したものである。

第2に、A社から委託された労働者2名に係る雇用保険被保険者離職証明書(以下「離職票」という。)の提出代行業務に当たり、労働者の署名記載欄に、被処分者が当該労働者2名の署名を偽装して記入し、もって虚偽の内容が記載された離職票を、令和5年3月7日に木場公共職業安定所長に提出代行したものである。

第3に、第1の不正行為について東京労働局職業対策課助成金事務センターから調査を受けた際、第1の不正行為を糊塗するため、雇調金の支給申請書及びその添付資料と齟齬がないよう虚偽の賃金額を記載した離職票の写しを作成し、令和6年8月 16 日に助成金センターあて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。